

平成26年第4回波佐見町議会定例会会議録

平成26年第4回波佐見町議会定例会（第2日目）は、平成26年12月11日本町役場議場に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
10番	松添一道	11番	大久保進
12番	中村與弘	13番	松尾幸光
14番	川田保則		

2. 欠席議員は次のとおりである。

9番 松尾道代

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清 書記 山下研一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	朝長義之	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	山口浩一	建設課長	吉田耕治
水道課長	澤田義満	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
農業委員会会長	福嶋文徳	教育長	岩永聖哉
教育次長	平野英延	給食センター所長	内田稔

5. 議事日程は次のとおりである。

日程第1 町政に対する一般質問

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。ただいまから平成26年第4回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（川田保則君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き一般質問を続けます。順次発言を許します。

8番 太田一彦議員。

○8番（太田一彦君）

おはようございます。

通告に従いまして、質問に入りたいと思いますが、質問に入る前に訂正をさせていただきたいと思います。最初の1行目、「検討委員会」とありますが、これは「保存活用委員会」でございます。それでは質問に入りたいと思います。

旧公会堂の改修について。

保存活用委員会の答申によれば、旧公会堂の改修は復元を目的に行われ、空調設備はしないということであります。しかし、多目的ホールとして利活用していくときに、空調設備がなくて本当に大丈夫なのかという心配する声が多く聞かれます。再検討し、空調の設置が必要と考えますがいかがでしょうか。

次に、安心・安全なまちづくりについて。

(1) 共働き世帯が多い本町は、勤務時間中、昼間に役場に行くことができない人が多いと思います。そういう人たちのために証明書発行業務等の窓口を、週1回だけでも午後7時まで延長する考えはないか。また、現在、証明書発行業務の時間外受付状況はどの程度なの

か。さらに昼休みの業務体制はどのように行われ、利用状況等についてはどうかをお尋ねしたいと思います。

(2) 全町的に100カ所以上の電柱や電線に雑木の枝や庭木や植木が生い茂って触れていたり、つる性の草木などが巻きついていたりしていますが、危険性はないのでしょうか。これらについて地方行政として指導及び対策は考えておられるのでしょうか、お尋ねします。

最後に、町有財産の活用について。

これはもう以前から、岩峠駐車場の有料化については、機械化での管理が検討されてきました。しかし、現状ではデータや検討材料が乏しいと思いますので判断に苦しみます。よい決断ができるよう、実際に人を置いて駐車場の管理を行い、その状況を1年間調査し、出た結果を分析することにより今後の運営方法を検討すべきではないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、旧公会堂の改修について。保存活用委員会の答申によれば、旧公会堂の改修は復元を目的に行われ、空調設備はしないということであると。しかし、多目的ホールとして利活用していくときに、空調設備がなくて本当に大丈夫なのかという心配する声が多いと。再検討し、空調の設置が必要と考えるがどうかという御質問ですが、旧中央小学校講堂兼公会堂につきましても、平成22年1月に国の登録有形文化財の登録を行い、現在に至っているところであります。

旧公会堂の活用については、平成24年2月に旧中央小学校講堂兼公会堂保存活用委員会から、そのままの姿を可能な限り残すこと、安全性の確保や衛生施設の整備など、最低限度の改修を行うこと、大型木造洋館の構造や音響を生かした感性を生み育てる施設とし、多方面で多用途に活用できる多目的ホールとしての活用が好ましいとの答申をいただいていますので、町としても答申を尊重する方向で、旧公会堂の機能及び景観は可能な限り残しながら、安心して使用していただけるよう耐震性のある建物として修復していく考えであります。

使用に当たっては、従来からの施設、設備について御理解いただき、現状での使用を基本とするものでありますので、空調設備の設置は考えておりません。

次に、安心・安全なまちづくりについて。本町では共働きの世帯が多いと、そういう人たちのために証明書発行業務等の窓口を週1回だけでも午後7時まで延長する考えはないか。また、現在の証明書発行業務の時間外受付状況はどの程度なのか。さらに昼休みの業務体制はどのように行われ、利用状況等についてはどうかという御質問ですが、現在、昼休み時間における窓口業務の勤務体制をとっている部署は、住民福祉課の戸籍係と社会福祉係、さらには税務課の住民税係と固定費資産税係の4つの係で対応しておりますが、その他の部署についても随時必要に応じて対応しているのが現状であります。また、昼休み業務に従事した職員につきましては、代休振替により措置しており、計画的な取得を指示しているところであります。

昼休みの利用状況についてですが、データとして統計はとっていませんが、戸籍係では1日平均5人から10人程度の方が来庁されている状況ですが、時期的に年度初めや年度末になりますと、通常の2倍程度にふえてくる傾向にあります。

一方、時間外業務の対応についてですが、明確ではありませんが、平成10年ごろに半年間ほど試行的に実施した経緯があります。毎週金曜日に午後7時まで戸籍業務や税業務などを中心に実施しておりますが、その当時の実績では全業務で1日に1人あるかないかという状況でありました。その後、住民サービスの向上を図るべく関係各課で調査研究を進め、平成14年度に証明書等の休日及び時間外交付に関する事務取扱要綱を制定し、勤務時間内に来庁できない方に対し便宜を図っているという現状であります。

当該要綱により交付できる証明書は、戸籍係が取り扱う住民票や印鑑証明書、税務課が取り扱う納税証明書や資産証明書などがありますが、いずれの証明書にしても正規の勤務時間内に電話予約によって受け付けるもので、お客様が指定される時間外の日時に役場、警備員を介して交付するという仕組みであります。

最近の交付状況を申しますと、戸籍業務、税業務を合わせて平成23年度は22件、平成24年度は33件、平成25年度は22件という状況であります。交付件数の8割以上は戸籍業務が占めています。

現在では、以上のような仕組みの中で、住民の皆様の御理解をいただきながら、トラブル等の発生もなく推移いたしており、現段階での職員による時間外窓口対応は考えておりませんが、今後ともこの制度を最大限に活用していただくよう、住民への周知徹底に努めてまいりたいと考えます。

次に、安心・安全なまちづくりについて。全町的に100カ所以上の電柱や電線に雑木の枝や庭木、植木が生い茂って触れていたり、つる性の草等が巻きついたりしているが危険性はないのか、町行政として指導及び対策は考えているかという御質問ですが、電柱には九州電力、NTT及びその他の有線テレビなど複数の電線が架設されています。

九州電力の担当部署に確認をしたところでは、電柱に巻きついたり、触れたりしている雑木やつる性の草などは、危険性はありませんが、つる性のものが電線に直接巻きついていれば、感電の危険がゼロであるとは言い切れない。ただし、電気が漏れると瞬時に停電するようなシステムが導入されており、また、抵抗が小さいほうに流れるという電気の特性から、電線に触れている草や木を通じて人が感電する可能性は極めて低いということであります。

電線や電柱に支障物が確認された場合は、九電に連絡すれば、現地確認の上、必要に応じ撤去の措置がとられることになっていきますので、町としましても住民からの通報があった場合は、現場確認や電柱番号の確認を行い、九電へ連絡をしたり、通報者へ電柱を確認する要領や九電への連絡先をお知らせするなどの対応をとっています。九州電力でも定期巡視の際には、対象箇所を発見した場合は、地権者の協力を得て伐採などが行われています。

次に、NTTの担当部署に確認したところでは、通信線にも同様の状況が見られますが、通信線であるために感電等の危険性はありません。ただし、電線のような対応はできないにしても、強風による倒木の可能性などを判断し、状況によっては撤去の対応をしているとのこと。

次に、町有財産の活用について。岩峠駐車場の有料化については、機械化での管理が検討されてきた。しかし、現状ではデータや検討材料が乏しいので、実際に人を置いて駐車場の管理を行い、その状況を1年間調査し、その成果を分析することにより今後の運営方法を検討すべきと考えるがどうかという御質問ですが、岩峠地区にある波佐見有田インターチェンジ駐車場は、本来は高速バス利用者の利便性向上のために整備したもので、周辺のインターチェンジ駐車場の有料化やスペース不足などから、この駐車場を利用するといったケースも発生しており、平日におきましても満車に近い状態であり、その利用度は非常に高いものになっています。

また、無料であるがゆえに、バス旅行の集合場所やその他乗り合わせ場所としての利用も多く見受けられ、また、古い車を不法に置き去りにするといった問題も発生しており、有料化は本来の目的である高速バス利用者用としての機能を持たせるための有効な手段であると

思います。このため、有料化に向けた検討資料として、機械設備等の見積もりを業者から取り寄せ提案を受けましたが、非常に高価であったために、現状では採算性に疑問が残ると判断して保留している状況であります。有料化を検討する上では、採算性を優先し、駐車場の利用数はもちろんですが、高速バス利用者が他の目的なのか、有料化した場合の利用率はどう変化するのか等を勘案し、利用料金を設定すべきと思います。

ちなみに、先に町で利用状況調査を実施しておりますので、その状況を申し上げますと、1日平均約200台の車が入っており、うち高速バス利用は日曜が26%、平日が10%と低率で、送迎や休憩、待ち合わせの利用が非常に多い結果となっております。

ただし、短期間の調査であったため、資料としては、議員がおっしゃるとおり駐車場に1年間人員を配置して管理し、その状況を調査して分析を行えば、正確な数値の把握ができ、非常に有効な資料収集が可能となり、有料化の判断材料としては最適かと思います。

ただし、そのための経費もまた大きくなるのではないかと判断するところであり、現状では提案された方法で実施する予定はありませんが、有料化に向けた検討は今後も引き続き行いたいと思います。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

再質問させていただきますが、まず旧公会堂の改修についてでありますけども、これは先ほど答弁にもありましたように、ことしの9月4日の総務文教委員会の調査の中で出てきたことなんですが、いわゆるこの保存活用委員会の答申としては、そのままの姿でということ。しかも、そのままの姿でということが、空調を設備することに何か悪影響があるのか、まずこれをお伺いしたいと思います。耐震とかですよ、あるいは空調をすることで建物自体の悪影響があるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

空調設備の設置については、先ほど町長が説明したとおりでございます。景観上の問題ということでの再質問がございましたけども、今の天井の状況等は御存じかと思います。それから、壁のほうですね、そういったところにも空調設備を設置するとすれば、そういった

ところ、天井の位置にするとした場合、その効果等は余り見込めないと思います。隠れた部分にした場合ですね。そうすると吊り下げ型の空調設備、また、壁際等に固定式の空調設備を設置するというふうな状況になれば、景観的にも内観としては現状のままという、できるだけ現状を残すということについては、景観が損なわれるというふうなことになるのではないかとこのように思っております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

それは見方だと思うんですけどね、実はこういう自然な風景とか木造とかをそのまま保存するというのは、今どこでも行われているところです。今回、九州教具さんが本町に進出されるのも、波佐見の風景がよくて、そして木造建築と。ただし、知っておいていただきたいのが、例えば今小値賀町で古民家再生事業というのがあります。ここで、これを推進されているのが、YOKOSO! JAPAN大使というアレックス・カー氏がいらっしゃるんですね。これは、国土交通省の大使になられてるわけですけども、この方が小値賀町に入って、この大型古民家再生事業を行ってらっしゃいます。そして、全国で講演会をして回って、小値賀の宣伝をされてるんですね。そのときにこの方がおっしゃったことが、外観とかその雰囲気というのは、そういう昔のものなんだけど、生活をする上では空調とか衛生的な部分、水洗ですね、そういうことを一切しておかないと人は来ませんと。泊まりません。かなりここは今泊まりに来られてるらしいです。

例えば、波佐見のカフェレストランも見ていただきたいと思いますが、冬は暖かく、夏は涼しくされています。それは、外観が崩れているとはとても思いません。ちょっと行ってみたいと思うんですけども。というのが、9月のこの委員会から、委員の方からもやっぱり空調は必要だろうということはかなり出ました。私も随分いろんな町民の方に聞いて回りましたが、空調をつけんやったら、波佐見のごと夏は暑くて冬は寒いところにあれを使うかという話になってるわけですね。そういうことでもう一回再考していただきたい。私はそう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

ありのままの外観とか内観、そういうあれと同時に、人工的にこうするよりも、夏は夏らしく、冬は冬らしく、やはり寒さを感じながら、暑さを感じながら、そしてそこで、生活じゃないわけですね、ほとんどが一時的な、例えば2時間、3時間のことじゃないかと。そのことを体感することがあっても、なおその行動のよさというのは実感していただけるんじゃないかなと、私はそのように思って、非常にその活用委員会の意見は尊重しましょうというように思いをいたしております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

そういうふうに言われてるならもうどうしようもないですね。ただ、本当に後からクレームがつくと思います。というのが、やっぱり多くの人に活用してもらうためには、そういう現代の人たちがちゃんと使えるようにしないとイケない。ヨーロッパも石づくりをそのまま残していますが、もう内装は全部冷暖房がちゃんときているんですよ。ということはこのアレックス・カーさんが言われたと。そういうふうにしないと、今の生活に合った環境でやらないと、せっかく利活用しようと思っても、こちらのもくろみどおりいかない。夏は夏らしく暑いところに入ってくださいと、冬は寒くても我慢しておってくださいって、それで本当に活用されるかどうかっていうのは、ちょっと自分が考えてみても、ちょっと難しいんじゃないかなと思います。

先ほどもう町長はそう言われましたので、私はそう思いますので、後から二重投資にならないようにしていただきたいなど、これだけは申し上げておきます。

それでは次にいきます。

次に、共働き世帯の多い本町で、勤務時間中にやっぱりなかなか来れない人っていうのはたくさんいらっしゃいます。先ほどデータを言われましたけども、このデータが出た中でどういう分析をされてるのかなと。まあ、このままでいいと思われてるのかどうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

先ほど町長のほうから23年度から25年度の件数を申し上げましたけども、年間に23年度が

22件、24年度が33件、25年度が22件ということで、基本的にはこういった制度を活用されているということで、いろんな日常的なそういう問題とか指摘とかクレームとか、そういったものは起きてないという状況を考えれば、今の現状でいいのではないかというような判断をいたしております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

先ほどの答弁の中で、データはあんまりとってないということだったので、今後、データをちゃんととっていただいて、もう一つは、仕事を休んでわざわざ来られてる場合もあると思うんですよ。というか、そういう仕組みがあるのを知らなくて来られてる場合もあると私思います。そういう部分も含めて、それは調査できるかどうかわかりませんが、とりあえず今の部分でのデータはとっていただきたいなと。そして、検討材料にしていきたいなと。

というのが、他の自治体でやられているところがありますよね。これを実際質問したのは、伊万里市なんですけど、伊万里市に仕事に行っている人から、伊万里の人たちはそれを活用して、仕事が終わってから行ってるよという話をされて、波佐見はせんとかという話になりましたので、以前されてるっていうことを聞いたので、それはそれで調査をされたんだなと思いましたが、さらに今核家族化して、あるいはキャノンさんが進出されて、いろんな方がまたいらっしゃると思いますので、私はやっぱりサービスの一つとしては、よその町より、よその市よりもいい状況をつくってあげること、定住人口につながると私は思いますので、やっぱり住みやすい町ということ意識する場合には、そういうことも必要だと思いますので、ぜひ今後、そういう仕組みをつくっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

議員の御質問があったということで、先般、伊万里市のほうにも照会をいたしまして、市民課長さんにお尋ねをしたんですが、平成15年から3カ月間ほど試行的に実施をして、15年4月から本格的に実施をされている状況でございます。内容的には毎週火曜日に17時15分から19時まで、5人の職員で対応しているということでございますけど、年間毎週火曜日が50

日ほどあるんですが、平均して41件の件数があるということでございます。

職員が5名出ているわけですが、その処遇につきましてはフレックスタイムで対応してるということで、毎週火曜日の登庁時にその出勤時間をおくらせて出勤をするということをやっているようでございますが、ただ、どうしてもフレックスになりますと他の職員にも影響が及ぶということで、なかなか休めないという状況も逆にございます。ということで、最終的には時間外で対応したりするケースもあるということでございますので、そういった他市町の状況もいろいろ情報を入れながら、今後そういった対応ができるかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

そのような形の中、研究、検討はしなくちゃいけないと思いますが、まずは今やっているこの電話ですることを、もっと徹底して周知をまずは図ってみたいと。それは、自治会には言っても、やっぱり役員の方はわかっている、もう一回そのような住民の末端までいっているかと。ある面では、今月の広報は必ず見てくださいますかとかっていうようなこととか、企業の方にも全部このことについて工業組合、商業組合、建設組合、そういう方の企業のあるところには、やっぱりそこまで周知を図って、次年度あたりは進めていって、そしてまたどうしてもということであれば、また検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

課長、よく調べていただきましてありがとうございます。今、町長のおっしゃったとおりで進めていただければなと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。（2）のほうですね。電柱や電線にいろんな木とか枝とかが結構触れているところがありまして、実はこれは町民の方からの投書で、私のほうに質問が来ましたので、これはもうちょっとぶつけてみよう。自分も全然気づいていませんでした。もう相当箇所がありました。もちろん調べてらっしゃると思います。

今答弁でありましたように、あんまり危険性がないということは聞いて本当によかったで

す。ただ、答弁の中にもありましたように、災害時の倒木、あるいは大雪とか今から考えられると思います。大雪のときにどうなるんだろうかと、そういうこともありますので、これはぜひ自治会長会あたりを通じてですね、危険箇所のチェックがありますよね、毎年1回。そういうところに1回ちょっと皆さんに見ていただいて、自治会長会の中で把握し合うことが一番いいのかなと私は思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

町長の答弁にもありましたとおり、まず九電の電線に関しては、そういう状況があれば必ず九電が現場を見られます。触れてる状況があれば恐らくすぐさま、あるいは翌日ぐらいに伐採等の撤去をされます。これは、九電の場合は、特に電線に触れてる状況が確認をされた場合は、必ずそれはされます。ただし、NTT線等については、危険性が特に少ないということではなかなかされない状況はあります。ただし、倒木等の危険性があるということであれば、早目に対応はしていただけるものと思います。それから、実際に倒木があったような場合、もう既に電線に倒木がかかったような場合については、そのときは即刻、それはもう対応されます。

それから、大雪に関しては、昭和43年にこういう日がありましたけれども、そのときに恐らく雪が積もって断線をしたというところもあると思いますが、そういったものについては災害復旧の形で当然九電が対応されるものであります。

それから、自治会等の危険箇所の点検であります。危険箇所の点検の中では九電に伐採、九電の電線に触れているものについては、幾らか報告があったりする場合がありますけれども、その場合でも私たちも一旦現場を確認をして、必要に応じて九電に連絡をしながら対応していただいているという状況があります。それから、倒木関係については、電線には直接関係ないにしても道路等に出てくるような場合もあります。それから、道路の上に高い倒木の可能性があるよという状況も聞いたりしますけれども、そういった場合については、担当の建設課等と伐採できるかできないか含めて協議をしながら対応しているという状況はあります。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

一つ確認をさせていただきます。その九電に連絡するというのは、町からするのか、もう個人からしていいのか、その辺のところを教えていただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

九電への通報に関しては、まず役場に通報があった場合については、私たちが見に行く場合もあります。見に行つて現場が確認できれば、役場から九電に連絡をします。ただし、役場が行けない場合もあります。そういった場合はもう現場を確認された住民の方から直接九電のほうに行つてもらつても、それは九電も同じような形で対応していただくことになっております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

その辺のところを自治会長会のあたりで周知していただいて、やっぱりこれはインフラですから、途切れるとやはり非常に困る部分ですので、そういう情報の共有をしていただいて、危険と思われる箇所については早く処置をしていただくような形をとっていただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

自治会のほうから直接私たちのほうにくる事例はなかなか少ないんですけれども、おそらく自治会の皆さんは対応していただいける状況を御存じだから、多分直接九電のほうになさつてるんだろうと思います。ただし、もしも対応のやり方がわからないっていうふうなところがあるかもしれませんので、それはまた情報共有という形で、また自治会の役員さんのほうにもお知らせをしたいと思います。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

そのようにお願いしたいと思います。

次に最後の質問です。町有財産の活用について。先ほど説明がありましたけども、それはそれなりに人を置いて調査をするのは費用がかかりますが、機械を設置するよりは費用がかからないんじゃないかなと私は思うんですけども、今から検討する材料としては、じゃあ、これをしなかった場合どのように検討していかれるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

答弁の中で申しましたように、1日約200台の車が入車しております。そのうち平日につきましては約1割ぐらいが高速バス利用者、日曜日につきましては4分の1が高速バス利用者ということでございますので、その辺は利用料金との設定が関係しますが、収入を勘案した場合、投資する機械の償却等を考えた場合、はたして合うのかというところで疑問が残るところでございますけれども、今後は投資する機械の価格が業者との交渉でどの程度できるのか、あるいは今年行いましたこの入庫の状況の調査を、これは2月に行っておりますので、例えばもう少し夏場であるとか、あるいは季節によってももう少し時間をばらして調査を行った場合に、断片的なそういった資料収集ができるかと思っておりますので、その辺を加味しながらしていくのか、今後十分に詰めて、採算性に見合う回収ができれば有料化に向けて検討したいと思っております。

ただし、町民の皆様からすれば、無料化が一番利用度がいいのかなと思っておりますが、町有財産の有効利用の観点からは、一定の有料化も検討すべきかなというふうな考えは持っております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

その場合、やっぱり実際に料金をとって、何台ぐらいとめられるかということ調べないといけないので、何台入ってるかっていう数を調べてもこれは検討材料にならない可能性がありますので、私は人を置いて調査をすべきだということをお話ししてます。

それと、やはり町にはいろんなところに町有財産があって、ちゃんと駐車場代を払ってとめてらっしゃる方もいっぱいいらっしゃいます。この方との比較といいますか、一方ではと

てって、一方ではとらないというのはいかがなものかということも言えますので、確かに課長のおっしゃるようなこともあると思いますが、今後はそういうことも必要なんじゃない、特に他県ナンバーもありますから、そういうことも含めてもう一度ちょっと人を置いて、料金をとって何台とまるかということ調べていただくようなことは考えられないでしょうか。お願いします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

たしかに料金を取りながら状況を見るというのも一つの方法であろうかと思いますが、当然そういうことをするにおいては、十分な周知も必要になりますので、簡単にできるのかなというふうな考えもございます。そこら辺は十分に考えながら、できるのかどうかの判断をしていきたいというふうには思います。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

十分周到な準備をして、ぜひ調査をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（川田保則君）

以上で、8番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。10時55分より再開します。

午前10時37分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番 古川千秋議員。

○4番（古川千秋君）

今年の作柄は、6月以降の断続的な低温と日照不足、病害虫の発生などで収量は低下したものの、全国の作況指数は101と平年並みでありました。しかし、本県の作況指数は97とや

や不良の作柄で、これに追い打ちをかけるように米価が平成18年以降初めて、60キロ当たり1万3,000円を大きく下回りました。ちなみに波佐見町のJA出荷米での仮渡金は30キロ当たりひのひかりで4,500円、にこまるで4,300円と言われております。また、国から交付される直接支払交付金も半減されるなど、農家所得は大幅な減収となりました。特に大規模経営農家ほどその痛手は大きなものとなったようであります。

それでは、通告しておりました2項目について御質問いたします。

まず1項目目の人口減少社会における波佐見町の地域創生についてであります。今年6月、民間の研究機関日本創生会議の分科会が公表した消滅自治体リストが呼び水となり、急速に機運が高まった人口減少問題などを受け、政府はさきの臨時国会において、まち・ひと・しごと創生法、いわゆる地域創生法を制定しました。この法律の中で、地方公共団体は法の基本理念に基づき各自治体の区域の実情に応じた自主的な政策を策定し、実施することを責務と定めています。また、全国町村会は地方創生の推進に関する提言を国に対してなされています。これらを踏まえ、次の3点について町長の所信をお伺いいたします。

1点目は、地方創生の総合戦略を定めるに当たり、どのような体制で臨まれるのか。また、中長期的戦略となることから、整合性を保つため25年度に定められた第5次波佐見町総合計画を見直すことについてであります。

2点目は、多くの人口減少自治体となる状況の中で持続可能な社会づくりを進めるには、自治体間の地域連携と広域行政が必要と言われておりますが、これからの自治体行政のあり方についてであります。

3点目は、人口減少、少子高齢化に伴い、地方自治体の歳入は縮小、歳出は膨らみ、住民ニーズの多様化と多発化は高まり、行政サービスは量的、質的に拡大すると言われております。

これから道路や住宅、公共交通網などの町機能の再構築を図り、補完することについてであります。

次に2項目は、田ノ頭郷、川内郷に広がる駄野地区水田の再圃場整備事業計画についてであります。一昨年から進められている整備計画は、先般実施されたアンケート調査で約90%の地権者が計画に賛同されています。今回の計画は、基盤の再整備はもとより、これからの水田農業のあり方を最も重視されるべきと思われますので、次の2点について町長の所信をお伺いするものであります。

まず1点目として、現在、計画に対する地権者の意向の取りまとめがなされ、27年度から

事業計画の策定に入ることになっています。策定に当たっては、工事施工のみでなく整備後の営農の計画が最も重要視されますので、本計画を町が中心となり取り組むことについてであります。

2点目は、整備計画は用水路のパイプライン化と排水路を暗渠化し、作業の効率化と生産コストの低減、中心経営体への土地の集積などを図るよう進められています。先ほど申し上げましたように、米を基幹とする水田農業の形態は、毎年主食米の需要は減少する一方、米余りの減少を招くなど、将来に展望が持てないものとなっております。このことから、水田農業の多様性と事業効果を図るためにも、新技術の地下水位制御システム、FOEASの導入や、道路のり面などに芝草、センチピードグラスを施すなどして、水田隣間農地を整備することについてであります。

以上、壇上からの質問を終わり、あとは発言席から再質問させていただきます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 古川議員の御質問にお答えいたします。

まず、人口減少社会における波佐見町の地方創生について。政府はさきの臨時国会においてまち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法を制定したと。これを踏まえ、本町として地方創生の総合戦略を定める当たり、どのような体制で臨まれるのか。また、25年度に定めた第5次総合改革を見直す考えはあるのかという御質問ですが、まち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法はさきの臨時国会で可決、成立し、11月28日に公布、施行されました。

まちとは、国民一人一人が希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、ひととは地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、しごととは地域における魅力ある多様な就業の機会の創出、これらを総合的、かつ計画的に実施することとなっています。

地方創生法は、人口減少に歯どめをかけ、東京、県への人口の過度な集中を是正すると明記されていて、2015年度から5年間で取り組む人口減少対策の具体策や2020年時点の達成目標を盛り込んだ総合戦略をつくと規定していて、議員が言われるように地方自治体にも総合戦略作成の努力義務を課しています。

本町におきましては、これまでも国の言うまち・ひと・しごとにある施策に重点的に取り組んできたところであり、これからもその姿勢には変わりありません。体制においては、地方創生法も成立したばかりであり、状況をよく見きわめながら整えていきたいと考えているところでもあります。

また、第5次総合計画については、2年目に入ったばかりであり、現在は見直す考えは持っていませんが、計画の内容と国の方向性が大きく異なるような場合が生じるようであれば、状況に応じて必要な部分を見直す場合もあろうかと考えています。

次に、持続可能な地域社会づくりのため自治体間の地域連携と広域行政に関する自治体行政のあり方についての御質問ですが、これまでも地域連携については、佐世保広域圏や西九州北部地域でも取り組んできた実績や、現在、大村湾を中心とする関係市町との連携のあり方についての協議も行っているところであり、今後とも必要に応じ、柔軟な姿勢で対応していきたいと考えています。

次に、人口減少、少子高齢化に伴い歳入は縮小、歳出は膨らみ、住民のニーズの多様化、行政は量的、質的な部分で拡大すると言われていています。このことから、町機能の再構築、社会インフラ等を図り、補完する考えはないかという御質問ですが、本町ではこれまで総合文化会館を初めとする公共施設の整備、充実、県道を含めた道路、橋梁等を整備し、上水道は町内全域に供給可能な状態に整備してきました。公共下水道につきましても、町内中心区域から整備を始め、平成16年の供用開始から10年が経過したところであり、町外からの移住者にとっても住みやすい町として認知されているのではないかと考えています。

さて、地方創生法についてですが、地方創生法には7つの基本理念が掲げられていますが、これに基づく地方支援策が講じられるものと思われまますので、本町に見合った支援策を活用し、これまで取り組んできた事業を充実させ、さらなる町の利便性の向上と活性化のため、雇用の創出、地場産業の振興、定住交流人口の拡大を図りながら、結婚、子育てに希望が持てるにぎわいのあるまちづくりを推進してまいります。

次に、駄野地区水田の再圃場整備計画については、約90%の方が計画に賛同されている。27年度からは事業計画書の策定に入るが、策定に当たっては工事施工のみだけでなく、整備後の営農計画を町が中心となり進めることが最も重要と思われるがどうかという御質問ですが、駄野地区約65ヘクタールの再整備事業につきましても、予定では27年度事業計画策定、平成29年度事業採択、平成30年度から工事開始となる計画であります。

またこの事業は、これまでと異なり、農家負担を軽減するため中心経営体に農地の集積を図るものであり、現在推進しています農地中間管理事業とも密接な関係を持っています。この駄野地区は本町水田農業の中心地であり、県内でも有数の圃場整備地区として重要な位置づけがなされていることから、今後の水田農業のあり方を展望する上でも確固とした営農計画が求められています。

基本的には、駄野地区にあつては、これまでと同じく今後も米・麦・大豆の基幹作物が中心となるであろうとは思いますが、現在、点在するアスパラハウスを中心に新たな畑作物の展開も視野に入れて、柔軟な水田農業を考えることも必要ではないかと考えています。

いずれにしましても、計画書策定に当たっては、耕作者の意向を基本として、県、JA等の指導のもとに、中心経営体や地元推進員で構成する駄野地区営農検討委員会を今後設立し、協議を進める中で最終的な営農計画を策定してまいりたいと考えています。

次に、水田農業の多様性と事業効果の向上を図るため、地下水位制御システム、FOEASの導入や道路などののり面に芝草、センチピードグラスを施すなど、水田隣間農地を整備する考えはないかとの御質問ですが、御提案のように今後、駄野地区においても畑作が可能となるような水田農業の高度利用化と各種農作業の効率化や省略化を図ることは大変重要であると考えています。

それらを実現するために用水と排水を自動制御し、湿害と干ばつに対応する議員御提案の地下水位制御システムなどは全国的に推進されており、有効な1方法であろうかと思えます。のり面緑化保護のカバープランツ等も本町では一部地区で試験的に実施されていますが、域内全体の道路ののり面保護につきましては、今後、他事業の中で対応が可能かどうか検討を進めてまいりたいと考えています。今後事業計画を進めるに当たっては、有効な新技術の導入を含め、事業に係る地元負担金や事業全体の費用対効果など必要な検証を行いながら対応していくことになると思えます。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

今、町長のほうから答弁をいただきましたけれども、この地方創生法に基づく総合戦略につきましては、現在私が持っています手持ちの資料では27年度中に戦略策定をするというふうなことになっております。

さすれば、今から27年度の予算編成に取り組みられるようになっていくわけなんですけれども、そうした中においてこの波佐見町の総合計画を立てるようなことで、振興実施計画の審議会あたりを設けてされておりますが、今回のこの総合戦略を策定するに当たって、要するに幅広く町民の方々の意見も取り入れた中で策定していくんだというふうなことで町村会では、そういうふうな提言をなされております。

その内容について、策定に当たってのいろんな経費については、国のほうも支援をするんだというふうなことのようです。そうしたときに、その辺をいわゆる総合計画並みに、そういうふうな委員会あたりを設けて、この総合戦略を策定されていくのかどうか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

まずは、総合戦略を改めてつくるということは、もう各928の町村、顔が違うように千差万別なんです。そして、国の地方創生というのはまだ具体性はっきりして、そしてその具体性がある面では適合した地域と、適合できない地域もあるわけですね、いっぱい。だから、基本的な考え方、方針だけの中で先走る必要はないんじゃないかなと。今の総合計画も5カ年の基本計画をやっておりますし、それに沿って、ある面では本町のようにずっとそれぞれの地域振興をやってきてるところも多々ある。しかし、条件、環境が非常に不利なところは、そういう思いがあってもなかなか前に進めて行っていない。そういうところにぜひもっと今度の地域創生法の恩恵を受けさせるような、そういう考え方もあるんじゃないかなといふふうに思っておりますので、現在はそのような形の中で、今やっていること、国にあんまり振り回されんで、ちゃんとよく見て、そしてうちのまちづくりのことについて適合できるものは的確に取り入れてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

国から法律が制定されて施行されたわけなんですけども、今町長がおっしゃいますように、法の中には7項目のあれが設定をされております。これには、先ほど町長がまち・ひと・しごとの内容も話をされましたけれども、要するに今からなんですけれども、町の考え方とし

て、町長の、首長のお考えとして、やはりこれは波佐見町の総合計画に匹敵するものだろうと私は思っております。この総合戦略はですね。そういう意味で幅広く町民あたりの意見を聞くと、これが短期的なものであれば、私は行政サイド一つでまとめていくんだというふうな考え方に立っていいかのかもしれませんけれども、要するにある程度中長期的な視点での総合戦略、恐らく長崎県も立てるでしょうから、それに準じて恐らく市町村それぞれの地域の特性をもちながらつくっていくことになるんでしょうけれども、その辺を大体見通しとして、お考えとして町民の意見をどのように反映させていくのか、確かに今いろいろと取り組んでおられます。そういうふうなものを含めてどのようにお考え、今言われた今後のこととして町民の考え方なんかを巻き込んでどのようにされていくのかなという方向性をちょっと伺ったような状況です。その辺をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

今の地方創生法と、それから改正地域活性化法ですか、この二つの法律が施行されまして、この少子化対策、地方の活性化を図ろうということで二つの法律が施行されたわけですけども、ちょっと歴史をさかのぼってみれば、戦後荒廃したこの日本が、昭和30年代前半にはもはや戦後ではないと言われるような復興を遂げてきたわけですね。昭和45年からこのあまりにも中央のほうに人口が集まるもんですから、地方が過疎化してきた。その過疎対策として過疎振興特別措置法ですか、こういうのがつくられて10年スパンでずっと見直されてきておりました。今もう5期目ですかね、平成22年からまた改正された法律が10年間施行されておりました。半世紀近く、その過疎地域の活性化についてはいろんな手立てをしながら国は政策を打ってきたわけですね。そのほかにも半島振興法とか、あるいは山村振興法、離島振興法、こういったあらゆる形の中で法律でしてきたにもかかわらず、まだまだ都市と地方の格差はどんどん開いてきた。これは女性の社会進出による少子化、それだけでもないでしょうけども、現実として少子化が進んでいるということもその中にはあるわけですけども、そういった中でこの総合計画、これについては法律で、これまでは義務化されておりましたけども、それが廃止されて、しかしながら、本町としては条例をつくってこの総合計画をつくってきたわけです。もう今2年目ですけども、それに基づいて総合計画、あるいは5カ年間の計画をつくってきております。国としてはその制度がないもんですから、今度は地方創生法

でそういう総合的な計画をつくってやろうじゃないかというようなことをうたってるわけですが、先ほど言いましたように、今まで半世紀近くもこの地域の活性化を図ってきたにもかかわらず、このような状態であると。じゃあ、この日本の二つの法律で本当にやっぱり国が力を入れてやらないと、地方の活性化は恐らくならないんじゃないかなと思っております。過去の現状を見ても、町長がさっき申しましたように、出たばかりでありますので、七つの理念というのがありますので、これを十分検討しながら、国のもっと詳しい施策が出てくると思いますので、それを見ながら、必要であればそういう審議会なりを設けながら、広く住民の考えを入れた形での計画作成ということなろうと思いますけども、そういった場合においては、今の総合計画の一部見直しということも出てくるかもしれませんが、まずは国の出方を見ようと。今現在、我々はそれに沿った形でやっているとすることを御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

わかりました。現在のところ、国の示す方向性を見ながらということですが、もう既に国は、今国勢選挙の中ですけれども、このことについては既に動き出しておるわけです。それぞれの市町村に、自治体にこの事業の責任性というのは持たせられたのだらうと思っております。そういう中において、状況を見ながら臨機応変に対応していくと。場合によってはそういうふうな委員会あたりも設置していくんだというふうなお考えのようであります。

それでは2点目で、恐らく町長も全国町村会、県の町村会あたりでもいろいろと議論をされてると思います。この人口減少といいますのは、非常にボクシングで言えばボディブローのようにじわじわときいてくるというふうなことで、人口減少はなかなか実感が伴わないというふうなことで、できるだけこの人口減少対策に対しては、長期的な視点を持って早く取り組まなければいけないということでは言われております。

そのような中におきまして、本町においては既にもう東彼3町での広域的な取り組みもなされておりますが、今後さらにこの3町間の連携した業務というものも多分必要になってくるんじゃないかと思ったり、定住圏構想という佐世保市を中心とした東彼3町を含めてのことで、そういうふうなものも、広域行政もさらに見直されていくんじゃないかなと私なりに考えております。

そのような中において、町長自身が今後の自治体の行政というのはどのように、この人口減少のこういう現象の中で、今後の行方というのはどのように抱いておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

人口減少の一番のあれは、やはり企業誘致ですよね。働く場をつくると。働く場をつくれれば必ず人口もふえてきますし、それによって子供も産めるような、働く場がないとやはり人口の流出だけして流入がないというような、これが一番効果的なことではないかなというふうに思っております。そこはやっぱり地場産業の振興、それから交流人口の拡大、定住人口の増、これは今までやったことなんですよ。これ以上によい方法はちょっと今のところは見当たらないなというふうに思っております。だから、ある面では企業誘致を最優先の形の中でやっていくと。働く場をつくるっていうのがもう一番のやっぱり大事なことであります。また、ある面ではそういう行政間の連携というのものも、以前にずっと佐世保を中心としてやっていた。これはやっぱり国の主導でやることは形骸化するおそれがあるわけですよ。もうこがんとはいつまでっちゃされんすねって、やめましょってやめたんですね、あれは。イベントだけのおつき合いになってしまったんで、今度イベントに参加される方々は渋々あんまり効果はないというような、そういうことが何年か続いたもんですから、朝長市長の誕生と同時にこれを解散しましょうということで解散をしたと。時代が変わってきますし、そういう面で今度連携を佐世保市とするというようなことになってくると、やっぱりそういう反省と時代の変化、こういうことを十分見きわめながら、双方にとってプラスになるような連携の仕方をしていかないかんだろうし、そして東彼3町における自治体間の連携というのは、今もずっと福祉組合を中心としてやっておりますし、さらに業務提携ができないか、そういうことはお互いに3町は十分協議をして、そして首長だけでなくして担当者間の中でも、そういうことができることであればどんどん進めていこうじゃないかというふうに思っております。三、四年前から大村市と大村湾をということで、大村市と東彼3町で年2回、そういう協議会をずっと進めてきております。そういうことの積み重ねの中で、やはりお互いに連携できることがあれば、そして一緒に事業をすることができれば進めていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

人口減少対策のこの問題ですけれども、要するに今定住対策事業も取り組んでおりますけれども、やはりこれ一つをとっても、東彼杵町は東彼杵、川棚は川棚、波佐見は波佐見っていう独自の施策を持ちながら当然取り組んでおられますけれども、やはり今言われておりますのは、お互いに足を引っ張るような状況になってくるんだということ言われております。そういう中において、それぞれのカラーを出しながら、地域特性を出しながら定住対策をやるわけなんですけれども、やはり今からは東彼3町なら3町の中で定住対策の全国に向けたPRの仕方にしていろんな取り組みがあるのではないかと思いますし、さらに業務量の問題にしましても、上下水道の3町での広域化、いろんなそういうふうなものも私は今から必要になってくるんだろうと思います。

それで、先ほどのいろんな先日の同僚議員からの質問にもありましたように、要するに新しい庁舎建設に当たっても場所の問題もあるでしょうし、また規模の問題もある。そうした中において、やはり10年先なりを見通す中において、今の行政からしたときに、恐らく地域連携の自治体の連携業務というのも広がってくるんじゃないかと、そういうふうな視点も持ちながら、私は庁舎の計画も進めていくべきじゃないかなという感じがいたしております。町長の前向きな自治体間の広域的な取り組みというものを模索していくんだというふうなことで受けとりましたので、そういうふうなことで今後取り組んでいただければと思います。

3番目といたしまして、この町機能の再構築というふうなことでありますが、今盛んにコンパクトシティー化の問題が言われております。そういう中におきまして、波佐見町も御承知のようにかなり中央地区から周囲に集落が点在しております。そういうふうな中において、やはり住宅対策にしましても、道路整備にしましても、今後、高齢化が進む中においてもう少し周辺の整備も必要であります。やはり人口密集地帯をつくっていくといいますが、そういうふうなことも今後必要ではないかなというふうなことで考えております。

そういうふうなことで、今後の公営住宅の対策あたりにしましても、各周辺の集落の自治会あたりにも公営住宅が点在しております。そういうふうな必要性もあるかもしれませんが、今後の少子高齢化の中で、高齢者の方々が生活しやすいといいますが、そういう環境を整えていく、そして新しい人が町に住みついていくというふうなことにしまして、道路

の整備も当然中心部の整備も必要ですし、住宅を誘導する一つの政策も必要じゃないかなという感じがいたしますので、そういうふうな面についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

人口の減少につきましては、ちょっと紹介をしておきますけれども、これをどのように皆さんは受けとめられるかでしょうけれども、今度の14日に投票が行われます総選挙の有権者総数が、県内のやつが出ておりましたけれども、本町はふえてるわけですね。ほとんど減っておりますけれども、ふえてるのが大村と長与、時津、波佐見なんですけれども、全体で1万3,500人ほど県内で減っているようですけれども、波佐見はふえてると。これは2年前の総選挙と今度の総選挙の有権者総数ですね。これを住民基本台帳人口と比較してみますというと、ちょうど100人逆に減ってるんですね。有権者総数はふえてるんですけども、全体の人口は減ってるということで、これは一つは少子化のこともあるでしょうし、逆に有権者はふえてるということは若い人たちがふえてるんじゃないかなというふうなことで考えております。そうすれば、将来に向けて、結婚して子供もふえてくるんじゃないのかなと、そういう期待をしておりますけれども、そういうことで、先ほどそういう波佐見町の実態があるということですね。それは、今までやってきた施策が結果に出てきてるんじゃないかなと思いますし、さらに企業の誘致を図って雇用の場を設けると、そして若い人たちが住みやすいような、結婚して子供を育てやすいような環境をつくっていくというのが当面の一番大きな課題であろうというふうに思っております。

もちろん企業誘致だけでなく地場産業の振興、農業の後継者、漁業の後継者、こういったものをどんどんつくってやっていけば、そのようになっていくんじゃないかなと思いますけれども、コンパクトシティと先ほど言われましたけれども、中心地にそういう人口集中的な町をつくるということも一つの方策もわかりませんが、一方では地域は過疎化しておりますので、町内でもですね、やはりそういったところに人口を誘導するような、そういう施策も打っていかならんと。1万5,000人ぐらいの小さな町ですから、中心地をつくっていくじゃなくて、それも一つの、それは自然として成り立っていく。やはり行政的には、周辺地域にも人口がふえるような形で施策を打っていく必要があるんじゃないか。そのためには

道路、歩道の整備等についても、周辺地域の道路整備についても進めていく必要があるというふうに思っておるところであります。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

今までがそういうふうな形の中で、ちょうどの均衡ある発展といいますか、そういうふうな中で、整備にいろいろな形の中で取り組まれてきたわけなんですね。それで、特に波佐見の都市計画あたりにおいても、西ノ原を中心とした一つのエリアと、それからこの役場を中心としたエリアの中ですね。それから、南が現在波佐見温泉が設置されておりますが、そのエリアの中で三つを町の1つの機能として持っていくんだということで、これはもう平成元年に定められておりますが、要するに今副町長のほうから話がありましたように、若い人たちが今こういう地域に、民間による開発に伴って新しく住宅をつくっていらっしゃいます。そういうふうな方々がやはり他市町村から転入して来られて、そういうふうな住宅が今ふえてきておるといふようなことが、やっぱり一つの人口の波佐見の減少の加速化に歯どめがかかってるといふようなことは言えるんじゃないかと思えます。

そういうふうな中において、私は一つの町を中心にするんじゃなくて、先ほど言いますように波佐見町の三つのエリアをある程度町機能を高めて、魅力のある西ノ原にいたしましても、公会堂を再構築するというふうなことでもございますし、そうした特に区画整理そのものもなかなか時間もかかる問題であるんですけども、これを点と点をどのように結ぶような形で魅力ある道路の整備を、金が大きくかからない状況の中でやっていくのかとか、そういうふうないろんなことが、やはりこのインフラの整備といいますか、そういうふうなものも大事じゃないかなと思っているわけです。当然西ノ原も非常に、町の区画整理内の人口も減っておりますけれども、何とかこういう中においても、将来的には、私は民間住宅が張りついていいような、そういうふうな住宅の誘導あたりも私は必要じゃないかと思っていますし、民間のほうにもそういうふうに住居の開発をしやすいような道路の整備あたりを、一体的に見据えて取り組んでいただければと思いますが、そういうふうなお考えはありませんでしょうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんなそういうコンパクトシティ的なインフラの機能を恣意的に行政のほうでやるということは、非常にリスクも大きいなというような思いをいたしております。幸いにして波佐見町は、役場を中心に10分でほとんどの地区に行けるわけですね。だから、そのままだおくれる地域もやっぱり住みやすい環境をつくってやるっていうのが大事だろうし、そしてまた人口が集中するところは、とめたっちゃ、何やったっちゃ、そこに住みたい人は来るんですね。だから、やっぱり過疎になりつつあるところとできるだけ住んでいただきたいというような、そういう形の中で定住促進等の制度もつくってきたところでございます。

ある面では従来どおりの均衡ある発展をせんと、やはり辺地の先を知らんき、取り残されるような、そういう感じも受けたりいたしております。そういう中で、やっぱり西ノ原の道路を整備するというのは、一つは土地区画整理事業の中でしかできない部分がありますし、あそこの西ノ原工房に来るお客さんと、そして陶芸の館に来るお客さんは全く一緒にはならんわけですね、全然。そういう中で、この空間に四つか五つ、ちょっとこざっぱりなお店とか、そういう特異なところがあれば、ずっとあそこあたりの開業はもっともっとできて、そしてあそこの陶芸の交流センターで、おいでになった方々も西ノ原工房を見ることができし、またこっちの方も向こうに行けるといような、そういう対応は今いろんな形で検討もされているんじゃないかなというふうに思っております。

だから、ある面ではそういう状況にはやっぱり地域の方々、そういう人たちの意向等も十分尊重しながらやっていかないかなだろうと。これを機会にきょうはこうします、ああしますといようなことはどうかというようなのが感じがいたしております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

西ノ原のことを1例に出しましたけれども、西ノ原も、先ほど言いますように、2億四、五千万もかけて今度、今の計画では旧公会堂を復元するというふうなことでございますので、そういうふうな福幸さんの跡地にしましても、年間10万人近くのお客さんがおいでになると。それと現在、私も聞きましたら、陶芸の館も土曜、日曜はひっきりなしに今足を運んでいらっしやると、そういうふうなことのように。

しかし、このお客さんが、先ほど町長がおっしゃいますように、点と点でなかなか交流が

できてない。西ノ原に行った方が工芸の館に足を運んでいるかといえばそうではないようです。そういうふうなことで、もう少しやっぱり誘導し、お互いに行き会うような一つの仕組みづくりといたしますか、そういうふうなものも、今の県道を広げるのには相当時間がかかります。そのためにはやはり裏の遊歩道的な形で、魅力のある歩道のつくりとか、いろんなそういうふうなものも考えられるんじゃないかと思います。

それと、やはり保留地になっていくであろうその小堤周辺の土地にしましても、住宅あたりは民間で立地できるような住宅が進出できるような、早くそういうふうなものも必要であろうというふうなことで考えます。

先ほど町長が、この地域創生に向けてまず仕事ですというので、それは働く場であることは間違いありません。地場産業の育成、これも間違いのないわけです。やはり今からは、しかし、今回の地域創生で言われております「ひと」というふうな中においては、おそらく外部人材をとにかく雇用するんだというふうなことで、地域協力隊が今3名採用されております。そういう中で、新たな事業を起こしていくというふうなことが大事じゃなかろうかというふうなことを言われております。昨日のバイオマス問題にしましてもそうです。そういうようなことで新しい事業をまた起こしていくということが、今後の地域創生の中で大きな役割を果たすんだというふうなことを言われておりますので、ぜひその辺も含めて御検討いただきたいと思います。

それから、次に大きな2点目ではありますが、駄野地区の水田の再圃場整備計画であります。やはり面的に整備するのは、これまでも波佐見町は83%近くの圃場を整備してきたわけなんです。それで、米・麦を中心にしてきました。しかし、ことしの本当に作柄と米価を見ましたときに、やっぱり米・麦・大豆ではたして今後の農業がやっていけるのだろうか。先ほどの地場産業の振興、漁業と農業も振興を図っていくべきだと言われても、今の状況ではやなかなか将来性、後継者が生まれえないような状況になっております。この駄野地区の圃場整備が実施されるということになりますと、ぜひ水田隣間の地というふうなことで言いましたけれども、最も営農対策が大事だろうと私は思っております。

以前、産業厚生委員会の中で視察した中においても、この地下水の制御システムを導入したところを私も見に行きましたけれども、米・麦・大豆にしましても、野菜にしましても、収量が波佐見と格段の差があります。そういうふうなことで、やはり新しい米・麦を中心としてというふうなことで答弁の中で言われましたけれども、基本的には新しい作物を導入し、

この畑作をやはりある程度大きく取り入れた農業計画を、農政を立てていかなければだめじゃないかなという感じがいたしますので、その辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

町長も答弁の中で答えたかと思うんですが、基本的には米・麦・大豆がベースになるかどうかと思います。さらにその上で、申しました議員も御提案されてます畑作物の導入、しかも畑作をするに当たって、排水等の良好な基盤が整備されるというようなことは非常に重要になってくるだろうということで、今回の基盤整備に当たりましては、大区画化はもちろんなんですけれども、暗渠排水の再整備、それから用水についても新しく整備し直すということで、当然畑作物のことは視野に入れて、基盤整備の具体的な営農計画が立てられることになるだろうというふうに思っております。

作物についてはいろんな案が出てこようかと思うんですけれども、現在は集落営農でジャガイモを中心にされておりますけれども、そのほかにタマネギ等がありますけれども、ほかの地区でも取り組まれております葉物野菜とか、あるいは根菜類、そういったものも排水条件が改善されますと、そういったものも作物が栽培できるような環境になるかというふうに考えております。

いずれにしましても、営農計画の中身については、これから十分策定に当たりまして、地元の方を中心に作業の進め方について、そういった具体的な段階に入っていくことになるというふうに、今のところは、ちょうどアンケートの結果がまとまりましたので、そういう作業に入っていく時期になるかと思っております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

過去にはスーパー圃場の岳辺田団地が整備をされました。しかし、やはり営農計画がしっかり立ってなかったというふうなこともあるかもしれませんが、その二の足を踏まないというふうなことでも、ぜひこの駄野田原地区につきましては、しっかりした営農計画を立てていただきまして、そのためにはやはり、先ほど言います排水対策というのが最も大事だと思います。今までは水を排除することが一つの施工法だったんですけれども、この地下水位制

御システムということになりますと、畑作に基本的に効果が非常に高いというふうなことを言われておりますので、こういうふうな異常気象の中で農作物を計画的に生産していくというふうなことに對して、必要なシステムじゃないかなというふうに思います。町が本当にこれを中心に引っ張っていただきまして、この協議会の中でも積極的に町がいろいろ御意見を言っていて、農家の方々をリードしていただければと思いますが、その辺のお考えについてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

地下水制御システム、いわゆる地下かんがいを含めたシステムの導入につきましては、まだ全然検討するような段階には至っておりません。やっとかさ計画の同意について、議員も言われておりますように90%近い同意をとりつけて、なされつつある状況でございますので、具体的な新技術の導入を含めて、これからだろうというふうに考えております。当然、岳辺田、あるいは最近ではゴタンダ地区等の基盤整備が行われたわけですので、そういったところの状況等も分析しながら、せっかくですので新しいこの駄野の基盤整備に当たりましては、それらよりもさらにすぐれたこれからの水田農業のあり方に何といたしますか、ある意味でのモデルとなり得るような内容に仕上げていく必要があるだろうということで、協議会を中心にこれから進んでいくことになろうかと思っております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

行政としては、やはりそういういろんな整備、農業の環境条件がよくなるようなことはほとんどしていかなきゃいかし、しかしやっぱり一番の問題は、農家の方じゃないかなというふうに思っております。議員のおっしゃるような考えを、やっぱり農家の皆さんはピシッとさせて、それが一緒になってやっていこうという、あれができれば行政もやりやすいし、そして、また農協もやりやすいんじゃないかなと。全部町が主導で何でもしてください、で、中止になってというようなことになってくると、なかなかうまくいかないんじゃないかなと思っております。当然、町がやらなければならない、そして、当然こうしたほうがいいのかは当然やっています。しかし、やっぱり要は当事者の意識がそういうふうになって

いくことが、一番より効果的な事業の推進になっていくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

町長の言われることは一番よくわかるんですよ。要するに、それは当然地元の農家の人たちが一生懸命やって、そのことを考えることが第一なんです。しかし、そこまで機運を高めるのが、やはり行政の役割なんですね。それが今まで波佐見町の農業を進めてきた中において、要するに集団転作にしましても、何にしましても、行政が中心となり、県、そしてまた農協、そういうふうに関わり合いになってそれに取り組んできたわけですね。引っ張ってきたわけなんです。それで、農家をやはり意識を一本化してですね、そういう施策に取り組んできたわけですので、そこ私は酌みとって、行政が機関車となってできるだけ引っ張っていくというふうなことで、私はそこを今お願いをしたような状況であります。

そういうようなことで、いずれにしましても、今後、具体的な中に来年度から取り組んでいかれると思います。その中においてぜひ技術面と営農部門と一体的になって、この辺を今後波佐見のモデル的な水田に、農地になりますように、ぜひ取り組みを強化していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、4番 古川千秋議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次は、12番 中村與弘議員。

○12番（中村與弘君）

通告に従って質問いたします。

第1番目に、地域自衛消防組織について質問いたします。

最近、近々ですが、5自治会による初期消火のための自衛消防隊が結成され、組織、器具ともに整備されつつございますが、危険な消火活動に参加されるに当たり、その方々、その人たちに危険補償等がかけられているのかどうかをお尋ねしたい。また、貸与された筒先、ホース等のサイズは、地区の消火栓や消防署、各分団の口径と合うのかどうかを含めてお尋ねしたい。消防団は、消火は連携が大切だということは経験者によって周知のとおりでございますが、その口径等々が一番、筒内等も含めて、消火栓と合うようにしておかなければならないというようなことからお尋ねするものでございます。また、このような5自治会による自衛消防隊は、今後も拡大を図っていかれるのかどうかも含めてお尋ねしてみたいと思います。

次に、学校教育でございますが、さきの議会において永尾分校の廃止条例が決定いたしておったところでございますが、永尾分校地域の方々との、住民の方々との話し合いは現在どのようなところでどのような内容のものかを、進展ぐあい等をお尋ねしたいと思います。

次に、永尾分校教育財産でございますが、廃止に続いて、普通財産への移行はどのような形で行われるのか。いつの時点で行われるのかも含めてお願いします。

次に、今後の町全体の児童生徒数の動向をどのように捉えておられるのかも含めてお願いしたいと思います。

檀上からは以上で終わりますが、あとは発言席において再質問いたします。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域自衛消防組織について、5自治会による初期消火のための自衛消防隊が結成されているが、その自衛消防隊員には危険補償等がかけられているのかという御質問ですが、本年2月に発生した中尾郷の民家火災をきっかけに、10月に長崎県内で初めて形成されました中尾郷・橋の谷自衛消防隊は、地元の住民の方で消防団員経験のある方20名で組織されています。あくまでも自衛の消防組織であり、消防団員の資格はありませんが、ヘルメットなど最低の装備は町で調達し、隊員に支給しています。

また、活動に際しての事故等に関しては、非常勤特別職の公務員である消防団員ではないために、公務災害の補償対象にはなりません。訓練中や火災などの有事の場合でも、死亡

や障害の程度に合わせ、最高で5,000万円の補償が受けられる損害保険制度に加入しております。

次に、貸与された筒先、ホースのサイズは、地区の消火栓や東消防署各分団の口径と合うのかという御質問ですが、組織された自衛消防隊には、個別にポンプやホース類の消防資機材は配備しておりませんので、自治会が配備されている消火栓付近にある消防ホースや、消防団が保有している消防資機材を活用することになります。現在運用されているホースは、口径が65ミリのものと40ミリのものがあり、火災の状況に応じて使い分けていますが、ただし、口径が違うホースは直接連結ができないため、中継ぎの機材をつけてつなぐことになっています。

次に、5自治会による自衛消防隊について、今後拡大を図っていく考えかという御質問ですが、今回の中尾郷・橋の谷自衛消防隊の結成は、勤務の関係から昼間に地元における消防団員が極端に少ないことから、消防活動が万全にできないことを憂慮して、自発的に組織されたものです。自営業者の方が多かった一時期とは違い、他の地域においてもそのような状況にあるところは少なくありませんので、その他の自主防災組織の中からも結成の動きがあれば積極的に支援していく考えであります。

学校教育についての御質問は、教育委員会より答弁があります。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

中村興弘議員の御質問にお答えをいたします。

学校教育について、永尾分校地域の方々との話し合いは現在どのような内容のものか。また、永尾分校の教育財産から普通財産への移行はいつの時点で行うのかというお尋ねでございますが、これら二つのお尋ねは関連性がありますので、まとめて答弁をさせていただきますが、東小学校永尾分校につきましては、さきの9月議会において、波佐見町学校設置条例の一部を改正する条例を可決いただいたことを受けて、三股郷、永尾郷の両自治会長さんに報告をし、今後、閉校までの動向について協議をしてきたところでございます。

11月4日に、永尾分校閉校実行委員会を立ち上げ、式典部会、記念碑部会、通学バス部会、跡地利用部会の4部会を組織し、閉校式の日時や式典の内容、通学バス運行、跡地利用などを協議することとしました。

閉校式については、来賓や郷民が参加しやすい日曜日とし、平成27年3月29日に式典としのぶ会を開催することになりました。そこで、11月26日には、式典部会で式典式次第やしのぶ会の内容、並びに会場の配置等の協議を行い、翌日の27日には、通学バス部会が開催され、学校統合に伴う児童の輸送に関する条例に基づく1、2年生の輸送を協議するとともに、通学の基本である徒歩通学等、体制教育について協議を行いました。さらに、永尾分校を起点とし、木場山地区の遠距離地児童や、通学の安全性を考慮した停留所設置などを協議し、決定をしたところでございます。

また、記念碑の建立につきましては、村木分校と同じく町で建立することとし、その経費につきましては今回の補正予算に計上させていただいており、閉校式典での除幕を考えております。

跡地利用につきましては、これまでに検討してまいりましたがなかなか方向性を見出せていない状況であり、今後、跡地利用部会で引き続き研究することとしております。

次に、教育財産から普通財産への移行につきましては、跡地利用の方向性は出ておりませんが、財産の移行は永尾分校が閉校した翌日の4月1日と考えております。

次に、今後の町全体の児童生徒数の動向をどのようにとらえているかのお尋ねでございますが、社会状況が大きく変化する中であって、全国的に少子化の進展に伴う児童生徒数の減少が進んでおり、これは本町においても例外ではありません。約30年前の昭和60年度の児童生徒数が2,407名であったのに対しまして、本年度の在籍数は1,292名と約1,100名の減になっており、少子化の進展が顕著にうかがえるところでございます。

そこで、議員お尋ねの本町における今後の児童生徒数の推移でございますが、現在のゼロ歳児が小学校へ入学をする平成32年度までの予想推移を見ますと、微小ではありますが減少が続き、6年後の平成32年度には、小学校807名、中学校438名、計1,245名となり、本年度と比較して約50名の減となるものと思われまます。

以上です。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

自治消防団組織が、現町の消防団にかわってというわけにはいかんかもしれんけれども、充実していくにしたがって、今、町長からは、現には、今は器具は配付していないというこ

とでございましたが、現実的には配付をせざるを得ないという格好になろうと思いますが、そういう面で、今の分団組織並みに進めていく考えはお持ちかどうか。現在は、総務省から消防団組織に、非常に、入団されるように奨励はされておるものの、なかなか充実した自治消防団、いわゆる町の消防団が、現実には、いざというときに少しおくれる。出動におくれるというようなことはないと思いますが、人数がそろわない等々で非常に困った状況を現在しておる状況でございますが、それにかわっての自治消防団だと思います。そういうことで、器具の配付は一刻でも早くしたほうがいいんじゃないかなと思いますがいかがですかね。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

私たちにとりましても、今回の自衛消防隊の組織は初めての経験でございまして、ほかの他団体の状況がどうなっているのか、どのような対応をされているのか、他県の情報も得ながら今回の方針を決定したところでございます。現時点におきましては、自衛消防隊そのものに、機材、いわゆるポンプあるいはホース等の資機材の配備をする計画はございません。ただし、各分団が保有をしております小型ポンプ、それから、ひよっとすれば使えるかもしれないホース等につきましては、自衛消防隊のほうに譲っていただいて使うことは可能ですよということで、今のところはそういう状況で考えておりますので、直接町から購入をして自衛消防隊に配備をするということは現時点では考えておりません。しかしながら、活動そのものは、訓練を含めて実際の消火活動もされると思いますので、各自治会におきましては、消火栓の設置箇所に、最近ボックスを備えてホースを設置されていると思いますけれども、そういった消火栓の設置の密度を高めるとか、あるいはホースの格納部分を増設したいというようなことがあるかもしれませんので、そういった部門のところに支援をしていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

今、消火栓にも支援をしてきたいと言われたんですが、もう昔でございまして、窯元さんのガスの近くに、いわゆる消火栓用の、水道から取りつける口径の大きい導入水といいますが、水を補給する口径をつくってあったと思いますが、その負担は窯元さんの個人にかかっ

ておる状況でしたね。そういう負担も含めて、何とか家計が軽減できるような考えはないのかどうか。いざというときにはそこが一番、そういうタンクが一番活用されるんですね。どうですか。水道課がいいのかな。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる事業所が保有をしている建物、それから設備等につきましては、消防法の規定によりまして、自家消防設備と申しますか、そういったものが多分建築基準法なり消防法なりで必要になってくると申しますので、そういったものを必ず法令に定められたところで設置をされているものだと思います。

ですから、そこに補水なりをする設備があるのかどうかは、ちょっと私も詳しいところ、技術的なところはわかりませんが、もし必要であったにしても、それは事業所なり事業主と申しますか、の責任で設置をされるものだろうと思っております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

あくまでも個人任せということをございましょうけど、今の答弁は。各会社の自衛組織の消防団、自治会の消防団、消防組織、そういうものにプラスして、消火栓あるいは各会社の防火水槽ですか、そういうものは限られたものになるんですね、防火水槽は。そこに常に補給をしなければ水は足りない。そういう部分を含めて、いわゆる補給水というものを常に考えておかなきゃならんとですけれども、その水、出る口径は月々に、負担を、その会社はしておられる。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

企業で、やはり重油とか、それからガス、これを取り扱う事業所は、危険物取扱主任者をきちんと置いて、そして防災訓練、防火訓練、そういうともきちんと、企業できちんとせないかと。そういう危険物取扱責任者を置いてですね。だから、事業者でなすべきことは、やっぱり事業者でそれだけのことをすると。その範囲外のところになってくると、事故が発生したら消防団が全部出てきはしますけれども、その初期の段階においては、きちんと企業は企業としての責任を果たすということになっております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

言っておられることはわかるんですよ。しかし、こういうふうには自治会での消防もつくるということになってくれば、進んでくれば、そういう防火水槽も含めて行政が活用するようにはしておかなきゃならん。そういう空隙のない防火体制というのが必要なのではないか。人員もそうなんです。ここは、うちの会社の社員だから出していいとはなかなか言いづらいかもしれんけども、消火に出るのは仕方ないといいますか、見逃すといいますか、そのまま出て行って消火に当たられると思うんですが、なかなか、時間から時間にやっておられる仕事の方々は、消火を遠慮しなきゃならない、進んで出にくいということになっていこうと思うんです。だから、会社としてもそういうふうなものがどんどん導入されるということになれば、町としても、そのくらいの補助と言わんでも、そういうものに使っておられる水道の口径によって、大きいときは減額ぐらいの対策を考えていかればどうかなと思うんですね。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる自家消防の設備で備えておられるものについては、それなりの規格で設置をされているだろうと思いますし、当然保守管理についても、あるいは訓練等についても、組織で、事業所でされるべきものだろうと思います。ただし、有事の際は当然あると思います。ただし、そういった場合であっても、消火栓の規格そのものは統一されておりますので、事業所が設置をされた消火栓であっても、公が設置をした消火栓であっても規格は同じでございますので、消防ホースの連結は当然できますし、それから、自火報の水が足りなくなったような場合には、公の消火栓からも補水をするとか、そういった対応は当然できるようになっていると思います。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

それで対応されているというようなことでお聞きしたと思います。

次に、自衛消防組織の団員ですね。そういう方々の危険補償、これはかけていない。しか

し、町としては5,000万程度の保険があるということではなかったのかな。それは部落にやっ
とるんですか、その団体にかけておられるんですか。保険は。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

町長が答弁いたしましたとおり、今回は20名が隊員として登録をされております。これは
登録といいますか、町に一応名簿を出していただいて、台帳を整備しておりますので、町が
保険会社と契約をいたしまして、保険料を負担して、保険の契約をしているという状況でご
ざいます。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

自治消防、地域消防の団員は5,000万の保険が町からかけられておると。いわゆる町の消
防団員にはどのような保険がかかっておったんですかね。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

自衛消防隊の隊員は、町が辞令を交付した消防団員ではございませんので、非常勤特別と
いう資格はございません。しかしながら、町が任命をした、辞令を交付した消防団員は非常
勤の特別職という公務員の資格でございますので、災害補償等につきましては、非常勤の公
務災害補償という制度がございますので、そちらのほうで補償するということになっており
ます。

恐れ入ります。非常勤の公務災害の補償の上限額につきましては、手元に資料がございま
せんので、あとでお知らせをさせていただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

同じ事件に遭遇したときに、同じ被害といいますか、災害というのはなかなか合わないで
しょうけれども、そこに動員される、活動される方々は、均一に、やはり保険等、災害等は

していくようにお願いしていきたいと思います。

それと、今、二部落ですかね、消防会ができてるのは。なるべく消防意識を高めるためにおいても、婦人消防団等も含めて、そういう組織、認識を持ってもらうために活動を展開していただくためにも、団員さんの数をふやしていかなければと思うので、行政としてもそれ相当の募集といいますか、普及をお願いしていきたいと思います。

今後、どういう部落がありますか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回の自衛消防隊の組織は中尾郷が主体となりまして、5分団の管轄でございますので、一部井石郷の橋の谷の地区の方も入っておられます。この1組織だけでございます。ほかの自治会からはそのような動きは今のところはありません。しかしながら、今回はこういった昼間の団員が少ないことを憂慮されてということでございましたので、ほかの自治会等にもそういった状況が多々見られると思いますので、こちらから組織をしてくださいという依頼まではしないにしても、自治会等でそういった動きがあれば、自分たちもそろそろ考えんばいかんなど、そういった考え方で進むところが出てくるかもしれませんので、そういった状況が発生した場合には、今回の中尾地区の自衛消防隊と同様に、積極的に支援をしていくという考え方でおります。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

確かに、この前の町民表彰においても、人命救助で表彰されましたね。そういうふうな奨励を含めながら、今後も町民の方々の啓蒙・啓発を高めていく、このことが大切だろうと思うので、消防を意識づけるためにも、そういうふうな各部落における防災意識を普及させていただきたいと思います。

次に、学校問題でございますが、進展ぐあいは先ほど日時的に説明をされましたが、廃止をした後に活用を考えるということでございましょうけれども、その中での廃止の会議ですか。しのぶ会ですか。そういう中での今後の活用の仕方というのが何も出てこなかったですか。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

議決をいただく前に、地区とのいろいろな懇談もいたしました。議決をいただきました後にも、代表者の方等々とも、跡地につきましているいろいろ協議をしまりました。しかし、なかなかこれといった回答とといいますか、利用方法というのは出ておりません。具体的には、まだ申せないところがありますけれども、やはり両郷民が集う場としての活用はよくはないかという意見等もあっております。あとは、子供たちが自然の中で遊ぶ場とか、そういった意見は出ておりますが、そうなったときの後の利用と維持管理、こういった点の問題点があるものですから、効率的な跡地利用というのは何なのかというのをまだ模索をしている、協議をしているという段階でございます。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

教育財産のうち、誰も余り言わないんですよ。これが一旦普通財産となれば、払い下げ云々から出てきて、個々の利害関係も含めて利害が出てくると思うんですが、早く跡地活用を決めておく。そして、少しずつその方向に向かって動いていく。これは、郷民の方々の話し合いの中で必ず出てこなければいかん考え方でしょうけれども。少しの声、小さい声が少しずつ大きくなっていく。思わぬ方向に行かんとも限らんし、方向が、村民の皆さんと具体的には違って来たということになるかもしれん。しかしながら、小さいときに育った場所、それを廃止して、今後も集う場所がいいということであれば、老健施設云々に、小さいとき育った仲間と一緒に介護を受けていきたいというような部分もあってしかるべきだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

今おっしゃるようないろいろな意見を吸い上げるために、やはり部会組織は必要じゃなかろうかということで、両郷民代表による部会組織を設置いただいて、その中でいろいろな方々の意見を聞いて、その部会で積み上げて結論を出していくという方式をとっていただい

ております。今おっしゃるような福祉の部分あたりの意見も出るかもしれませんが、今後、子供の場になるとか、そういういろいろなものも出ましようし、そういったもろもろの意見を聞きながら方向性を定めていく、そして、当然町の財産でございますので、そういった面のすり合わせをしっかりとやりながら、いい方向に定まっていけばいいかなと思っております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

町長さんに伺いますが、教育財産から普通財産に変わったからといって、利活用の中で売却等々は考えておらっさんでしょうね。お尋ねします。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

全く考えておりません。長年にわたって、永尾郷、三股郷の皆さんたちが、一つの、自分たちの本当に思いのこもった施設でございますので、両郷のですね、両自治会の意向を最大限に尊重して、活用を有効にしていきたいというのが基本でございます。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

郷民の方にも、これまで何回となくお話し合いをする中で、今、町長が申されました跡地利用というふうなものについては、そこを、例えば校舎を崩すとか、あるいは売却するとかいうことはいたしませんと。結局、長年愛着、一つの地域の拠点として学びの場があったわけですから、その拠点となるものを町が取り上げるとか、町が適当に使うとか、利用するかということはいたしませんと。ですから、跡地利用につきましては、先ほどから出ておりますように、地域で生かす、地域の人々に生きる使用の仕方というふうなものをやっいていこうということについては、行政も、あるいは地域の方とも共通理解をして、そして、今後の跡地利用部会にかけながら、よい方向へ行こうということで進んでいる、共通理解を持って進んでいるところでございます。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

町長さんが先ほど売却はしませんとはっきり言われたので、安堵した状況でございますが、今、西ノ原の東小学校跡地がですね、払い下げられて、民間地になっていくんですが、そういう思いをしたくないという中で、私はこういうふうに申し上げているんです。小さいときに集った思い出がある土地を切り刻んで、個々に分けていくという部分、これは都市計画の中でございましたけれども、そういうことは決して今後してもらいたくない。だから、あの分校跡地はですね、分校跡地として、そこに通った方々も含めて、再度老後の生活の糧といえますか、そういう生活の場にしていただければなど。いわゆる老健も含めて、南地区ばかりに老健施設が集中しているので、東のほうにも一つはぜひ欲しいなと思ったりするんですね。思い出の詰まった土地に、年をとってから、また保護を受けながら集うという部分もまたいいんじゃないでしょうか。そういうふうな、一つの時代の流れを含めてですね、提案も含めてお願いしてみたいと思いますがいかがですか。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

今、議員がおっしゃるように、非常に愛着のある施設でございます。そういったことで、部会におきましても、今後の方向につきましては慎重に進められていると。当然、今議員がおっしゃった御意見等も参考にはさせていただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

介護保険の6期目が策定されてありますが、そういう中での施設づくりというのが今までされていない。4期、5期、されてない状況の中で、ぜひ6期目の中に入れて、第1番目につくっていただければなど思ったりします。

保険というか、介護のほうではいかがですかね。そういう結果が全く入ってなければ。

○議長（川田保則君）

中村議員、通告外ですけども。

○12番（中村與弘君）

活用方法で申し上げているんですね。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

先ほどから答弁をしておりますように、広い範囲で跡地利用というものを考えていく、その中の一つに、今、議員がおっしゃっていることの利用・活用というものも出てくるんじゃないかと思っておりますので、今後、話し合いの中で、いろいろな形でいろいろな意見を吸い上げながら、跡地利用に活用していきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

計画それぞれあるかと思いますが、地元の方の発言、考え方が第一優先で進められれば結構だと思います。強引な廃止条例も含めて、議会もそれに同意したのでございますから、しよのないことではございますが、ぜひ地元の方々の合意の中で進めていただきたい。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

失礼いたしました。先ほど非常勤公務災害の補償内容についての答弁が漏れておりましたので回答をさせていただきますが、非常勤公務災害の場合につきましては、ほかの民間の保険会社等々と若干違いまして、療養給付、休業補償、あるいは遺族補償、介護補償と7項目ほどの補償の種類がございます、補償の程度、障害とか死亡の程度によりまして、いろいろな階級で金額が違いますけれども、最高で、ざっと今そういった補償の積み上げをいたしましても、自衛消防隊が管理をしておりました5,000万の限度を超えるぐらいの補償の内容となっております。さらに、消防団員そのものは個別に町が補助金を出して、福祉共済の制度にも加入をしておりますので、そちらからもまた2,000万以上の補償が得られるという状況になっております。

以上です。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

先ほど、地元優先でということは、冒頭から、部会も設置をし、町長が申しますとおり、地元優先で十分意見を聞いて進めていきたいと思っております。なお、条例の可決までには、諮問をし、答申をいただき、その間に地区に十分入り、答申をいただいた後の意見交換も十分に行い、最終的には郷の中で決定をいただいたと。そして、同意書をいただきながら議決をしたということで、議員おっしゃるように強引じゃなくて、十分地元の意見を聞きながら進めさせていただいたことは御理解いただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

長年かかってここまで来て、地元民の方々と合意のできた分校問題でございますので、最後までにこやかな解決に向かっていただきますことを祈念申し上げます。

以上で終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、12番 中村與弘議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程を終了します。

本日はこれにて散会します。

御起立願います。お疲れでございました。

午後 1 時40分 散会